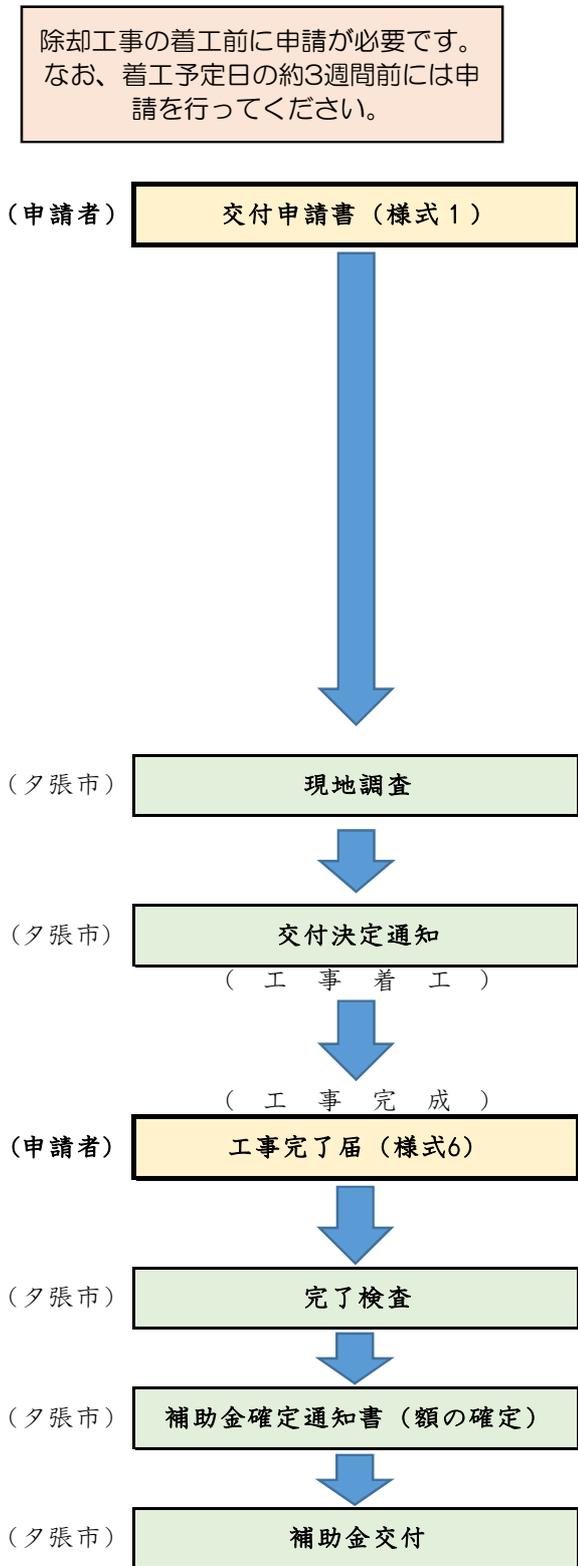


# ～ 夕張市老朽建築物等除却費補助金交付申請手続きの流れ～

## 《 手続きの流れ 》

## 《 提出書類等 》



- 申請者と同一世帯を構成する世帯全員の住民票の写し
- 工事見積書(工事箇所、内容及び規模、除却費、運搬費、産廃処理費及び諸経費等を区分したもの～原本)及びその写し。
- 工事請負契約書(原本)及びその写し。
- 付近見取図、配置図及び平面図等。
- 除却する老朽建築物の外観写真。(現況2面以上)
- 登記事項証明書(原本)及びその写し  
固定資産税課税台帳記載事項の証明書  
固定資産・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写しのいずれか。
- 世帯の所得状況及び市税等の納付状況を証する書類(原本)  
**(世帯所得合計額524.2万円以下が補助対象)**  
当該調査同意書(市内在住者のみ)
- 相続人であることが確認できるもの。  
(所有者が死亡している場合)
- 承諾書(相続人が複数の場合又は区分所有者がいる場合)
- その他所有者として確認できるもの。

※ 夕張市が補助の対象となるか不良度調査等を実施  
**立会が必要です。(工事請負業者の立会も可能です)**

- ※ 夕張市が申請者に通知
- ※ 交付決定通知到着後、除却工事の着工(開始)

- 除却工事の状況が確認できる写真  
(着工前、工事中及び完了後)
- 除却後の敷地全景写真(2面以上)
- 振込口座通帳の写し(通帳が電子の場合はキャッシュカードの写し)

※ 夕張市が現地を確認(立会不用)

- ※ 夕張市が申請者に通知(郵送等)
- ※ 補助金支払予定日も通知

- 申請者の指定金融機関、口座に振込